

伊勢崎市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービス又は障害福祉サービス（以下「介護保険サービス等」という。）を利用するために成年後見制度（民法（明治29年法律第89号）に規定するものをいう。以下同じ。）の利用が有効と認められる認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）で、成年後見制度の利用に係る経費負担が困難な者に対し助成することにより、成年後見制度の利用を支援するための事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、認知症高齢者等で、成年後見制度の利用に係る経費負担が困難な者に対し、助成を行うものとし、当該事業の対象者、助成対象経費及び助成金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が、後見、保佐又は補助開始の審判の申立てを行う場合

ア 対象者 次のいずれにも該当する者

令和4年4月追加

(ア) 審判の申立て時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者又は本市の援護等により本市以外に居住している65歳以上の者

(イ) 認知症高齢者等で、介護保険サービス等を利用し、又は利用しようとするもの

令和6年4月追加

(ウ) 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

イ 助成対象経費 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬。ただし、申立てに要する経費は、家庭裁判所の費用負担命令により本人に求償できる額を除く。

令和7年4月追加予定

ウ 助成金額

(ア) 申立経費 イの助成対象経費をもって助成金額とする。

(イ) 後見人等の報酬 イの助成対象経費と、次に掲げる助成限度額を比較して少ない方の額を助成金額とする。

(助成限度額)

在宅 1箇月当たり28,000円

入所 1箇月当たり18,000円

(2) 市長以外の者が、後見、保佐又は補助開始の審判の申立てを行う場合

ア 対象者 次のいずれにも該当する者

(ア) 住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者

(イ) 認知症高齢者等で、介護保険サービス等を利用し、又は利用しようとするもの

(ウ) 生活保護受給者又は資産、収入等の状況が生活保護に準じると認められる者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの

令和5年度見直し

イ 助成対象経費 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬

ウ 助成金額 イの助成対象経費と、次に掲げる助成限度額を比較して少ない方の額を助成金額とする。

(助成限度額) 180,000円

2 前項の規定にかかわらず、報酬費の助成については、後見人等が親族（3親等以内の血族及び姻族をいう。）である場合は、助成を行わない。

(助成金の申請と決定)

第3条 助成を希望する者又はその法定代理人は、市長に対して認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けて助成金の交付を決定したときは、認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 26 年 1 月 31 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。